東神楽町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

１　目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、設置者等が配慮すべき事項を定めることにより、町民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する町民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

２　定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　防犯カメラ

犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラをいう。

⑵　画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

３　設置目的の明確化及び撮影の範囲

防犯カメラを設置し、撮影する場合には、以下の点に留意する。

⑴　設置の目的を明確にすること。

⑵　目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

４　管理及び運用の体制

次の各号に掲げる体制により、防犯カメラ及び画像を管理し、運用する。

⑴　防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。

⑵　設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。

⑶　設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

５　設置の表示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。

６　画像の適正な管理

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な管理を行う。

⑴　画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する。

⑵　画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

⑶　画像の保存期間

画像の保存期間は、原則として1 か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

７　画像の適正な利用

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な利用を行う。

⑴　画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

⑵　知り得た情報の秘匿

　　画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

⑶　目的外利用及び外部提供の禁止

ア　画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア)　法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ)　捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ)　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ)　本人の同意がある場合

イ　アのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

８ 苦情に対する迅速かつ適切な処理

設置者は、防犯カメラの設置等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

９　設置基準の作成

　⑴　設置者は、防犯カメラの設置等に当たって、３から８に沿った基準を作成する。

　⑵　設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる。

　⑶　防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。